ノースアジア大学

改善報告書

令和８年７月２９日

１．大学名：ノースアジア大学

２．認証評価実施年度：令和５年度

３．「改善を要する点」の内容

基準項目：２－４

〇学生相談について資格を有しない教員が個人研究室で行っているが、学生相談室を設置・活用し、有資格者を配置するなど、体制の整備を行うよう改善を要する。

４．改善状況及び結果

基準項目２－４について

日本高等教育評価機構大学機関別認証評価において、指摘された“学生相談について資格を有しない教員が個人研究室で行っていること“を改善し、“学生相談室を設置・活用し、有資格者を配置するなど、体制の整備を行うこと”とするために、本学として、評価報告書の指摘内容を分析・検討した。その結果、学生相談室に有資格者が配置されていなかったこと以外に、学生の間で相談室の認知度が低かったこと、学部・教務部・保健室との情報連携が密であるとは言えなかったことが明らかになった。

このため、改めて学生相談室要綱**【資料１】**に基づき、学生間の学生相談室の認知度の向上を図り**【資料２】**、学部・教務部・保健室とのコミュニケーションを図り**【資料３】**、公認心理士・臨床心理士で、学生相談（カウンセリング）の経験のある有資格者を学生相談室に配置した。**【資料４】**

このようにして改めて学生相談室を活用し、有資格者を配置することによって、体制の整備を行った。かかる体制の下、学生相談室における有資格者による学生相談（カウンセリング）の実績を積み上げてきた。**【資料５】**　更に、令和８年度から、メンタル心理カウンセラー及び上級心理カウンセラーの資格を有する教員をも採用、学生相談室に配置し、学生相談室の一層の充実を図っている。

５．エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目２－４の資料

- **【資料１】**ノースアジア大学学生相談室要綱
- **【資料２】**学生相談室の認知度の向上
- **【資料３】**学部・教務部・保健室とのコミュニケーション
- **【資料４】**公認心理士・臨床心理士で、学生相談（カウンセリング）経験のある有資格者の学生相談室への配置
- **【資料５】**学生相談室の有資格者による学生相談（カウンセリング）実績